

柏市における空家等の対策に関する協定書

柏市を甲とし、千葉司法書士会を乙とし、柏市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、甲乙間において、次の条項により、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力をし、柏市内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 柏市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 老朽化若しくは台風等の自然災害により、倒壊し、若しくは建築材料が飛散し、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態

イ 不特定多数の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態

ウ 樹木若しくは雑草の繁茂又は害虫の発生により周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態

(3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(甲が行う業務)

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 空家等の相談窓口の設置及び啓発を含む総合的な相談会等の

開催

- (2) 乙が行う空家等に関する業務の広報
 - (3) 所有者等から空家等の法律や相続及び登記に関する相談を受けた場合の乙の紹介
 - (4) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）
 - (5) 乙から提供を受けた乙の会員司法書士（以下「会員司法書士」という。）の名簿に登載された会員司法書士に対する次の業務の委託
 - ア 空家等の所有者の相続人が不明な場合の相続人調査（相続人の特定）
 - イ 成年後見申立書，不在者財産管理人選任申立書，相続財産管理人選任申立書等の各種裁判所提出書類の作成
- （乙が行う業務）

第4条 乙は，第1条の目的を達成するため，次に掲げる業務を行う。

- (1) 空家等に関する法律相談等
 - (2) 甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する啓発活動及び相談会等への会員派遣
 - (3) 空家等の適正な管理及び活用に向けた啓発活動
 - (4) 甲から紹介を受けた空家等の所有者等からの相談等の業務
 - (5) 甲の依頼による空家等の相続人の調査及び特定並びに相続登記申請
 - (6) 甲の申立に係る相続財産管理人選任申立書及び不在者財産管理人選任申立書の作成業務
 - (7) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）
 - (8) 前条第5号に掲げる業務を受託することができる会員司法書士の名簿の甲への提供
- （守秘義務）

第5条 甲及び乙は，前2条に掲げる業務に取り組むにあたり，所有者等から知り得た個人情報については，この協定の期間中はもとより，この協定の終了後も第三者に対して開示し，又は漏えい

してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず，事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については，この限りではない。

(情報交換等)

第6条 甲及び乙は，この協定に定める実施内容を円滑かつ着実に推進するため，相互に取組に関する情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は，協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし，期間満了の1か月前までに，甲乙のいずれからも解除又は改定の申し出がないときは，満了の翌日から1年間継続することとし，以後も同様とする。

- 2 有効期間の途中でこの協定を解除し，又は改定する場合は，解除の日から1か月前までに申し出を行うものとする。

(疑義の決定等)

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については，甲乙協議の上，定めるものとする。

この協定の締結を証するため，甲及び乙は，本書を2通作成し，それぞれ記名押印の上，その1通を保有する。

平成30年11月16日

千葉県柏市柏五丁目10番1号

甲 柏市

柏市長 秋山浩保

千葉県千葉市美浜区幸町2-2-1

乙 千葉司法書士会

会長 長谷川秀夫